

乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度) の
各種加算の概要について

～主に公定価格部分について～

こども[★]①[★]でも
通園制度

障害児加算・医療的ケア児加算等について

【目的】

職員配置や体制確保等を通じて、適切な支援を提供できるようにする。

【手続き】

認定保護者が認定申請（認定変更）の手続きをし、認定されることでシステムに反映され、利用料の減額等に繋がります。

施設は面談時に、以下の2点をご確認ください。

①障害等の加算の適用 ②負担軽減加算の適用（P12参照）

【注意】

上記の①と②に係る過誤対応（遡及対応）はありません。

そのため、**面談時の確認が重要**となります。

	障害児加算	医療的ケア児加算	要支援家庭こども加算
申請者	乳児等支援給付認定保護者からの申請		
必要書類	以下のいずれかの書類 ・身体障害者手帳 ・療育手帳（愛の手帳） ・精神障害者保険福祉手帳 ・障害福祉サービス受給者証 ・障害児通所受給者証 ・児童意見書・診断書	<u>医療的ケアが不可欠であることが分かる資料</u> ・医療的ケア主治意見書、指示書	<u>市区町村長が保護者の養育を支援することが特に必要と認めた場合に限る</u>
要件	障害の特性に応じた対応が可能な職員の配置等により、適切に支援を提供できる体制を確保すること	看護師等の配置その他により、適切に支援を提供できる体制を確保すること	保護者や子どもの様子を確認し、関係機関と情報共有等を行うなど、緊密な連携を図ること
単価	600円／時間	2,500円／時間	600円／時間
備考	重複適用不可		

お子さまの支援申請について

保護者申請用

👉 次のようなお子さまがいるご家庭は、
支援の対象となる場合があります。

👉 利用する施設にご相談のうえ、申請手続
を行ってください。

【必要書類等】

【申請用QR】



認定証をご準備
ください

障害児加算	医療的ケア児加算	要支援家庭こども加算
<p>以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none">・ 身体障害者手帳・ 療育手帳（愛の手帳）・ 精神障害者保険福祉手帳・ 障害福祉サービス受給者証・ 障害児通所受給者証・ 児童意見書・診断書	<p>医療的ケアが必要であることが分かる資料</p> <p>医療的ケア主治意見書・指示書</p>	<p>市区町村長が保護者の養育を支援することが特に必要と認めた場合に限る</p>

加算内容	実施目的	条件	単価	入力方法
初回対応加算	<p>【初回面談】 制度の意義や基本事項の伝達及び、子どもの特徴や保護者の意向を把握する</p>	<p>時間： <u>30分以上</u>の実施 方法： 対面（こども同席） 記録： 必須 ※オンライン可 <small>（里帰り出産等対応が困難な場合）</small> ※集合で実施する場合は別途、こども毎に15分以上の実施</p>	<p>0歳児： 1,700円/回 1・2歳児： 1,400円/回 ※事後面談を実施した日が属する月に給付される</p>	<p>総合支援システムで入力</p> <p>※面談実施者・面談参加者も入力が必要です。</p>
	<p>【事後面談】 初回利用後の、子どもの状況を保護者に伝達する</p>	<p>時間： <u>10分以上</u>の実施 方法： 対面 記録： 必須 ※集合で実施する場合は、子ども毎に10分を乗じた時間以上の実施</p>		
保護者支援面談加算	<p>子どもの様子等の利用状況を伝えるとともに、保護者への相談対応や必要な助言・援助等を行う</p>	<p>時間： <u>30分以上</u>の実施 記録： 必須 ※集合で実施する場合は、子どもの数に30分を乗じた時間以上の実施 ※初回利用の翌月以降</p>	<p>1,400円/回</p>	

※ 初回対応加算と保護者支援面談加算は、同月に加算することはできません。

初回対応加算について

単価

0歳児：1,700円/回

1歳児・2歳児：1,400円/回

加算条件

事前面談 + 事後面談の実施

※片方の面談のみの場合、加算不可

【加算が付く月】

事後面談実施月に支払

※初回面談月ではありません。

初回面談（5月）

事後面談（7月） = 加算

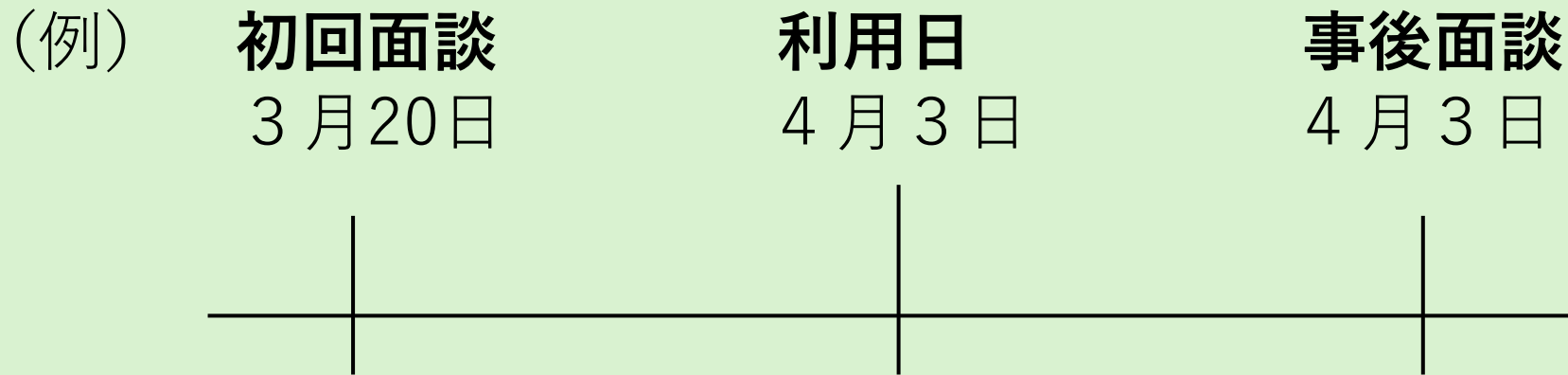
※直近の利用から半年以上経過した後に、

事前・事後面談を実施した場合は、再度加算の対象となります。

【補足】 令和8年3月～4月の対応について

3月に初回面談を実施した場合でも、利用日登録が4月1日以降であれば、初回対応加算のうち「初回面談加算」の対象となります。

7年度継続利用者も同様となりますので、ご注意ください。



上記の例では、初回面談＋事後面談実施済のため、事後面談を実施した4月分で「初回対応加算の対象」として給付されます。

事前面談

- ・ 子どもを交えた対面で、30分以上面談を実施し、記録を残すこと

注）里帰り出産等で対応が困難な場合は、オンライン面談可能

- ・ 集合形式で実施する場合は、子ども毎に15分以上の時間を確保すること。※多胎児やきょうだい児等も同様の対応



（面談・記録内容）

- ・ 制度、利用に係る基本事項、保護者の意向、認定証の確認、重要事項に関する説明及び同意、面談者、面談日時^{の記録}など

※別紙チェックシートもご活用ください。

加算条件詳細（事後面談）

事後面談

- ・ 初回利用後に10分以上面談を実施し、その記録を残すこと



（面談・記録内容）

- ・ 利用時の子どもの様子のフィードバック、日時、面談者の記録など
※多胎児やきょうだい児等をまとめて実施することも可能だが、
こどもの数に10分を乗じて算出した時間以上の実施が必要
（例） 8人纏めて実施した場合は、80分の集合事後面談となる

保護者支援面談加算について

単価

1,400円/回

※ 1人月1回まで、初回対応加算と同月加算は不可

加算要件

- ・ 初回利用の翌月以降に、子どもを担当している従事者が、30分以上面談を実施し、その記録を残すこと。
 - ・ 子どもの様子等の利用状況、保護者が抱える悩み等の相談に応じ、必要な助言や援助を実施すること
- ※多胎児やきょうだい児等をまとめて実施することも可能
こどもの数に30分を乗じて算出した時間以上の実施が必要



(面談内容)

- ・ 実施時間、対応者、保護者への伝達事項、相談内容等について記録

総合支援システムでの対応① 事業者向け利用マニュアルp34~38

初回面談の実績登録時に、面談記録画面で入力していきます。

注) 面談時間や入力内容から加算の可否が自動算出されます。

面談記録

初回面談 事後面談

初回面談の内容を以下の入力欄にご記入ください。

初回面談

こども氏名 (ひらがな)

面談日

2025/07/09

面談時間 必須

10:14 🕒 ~ 11:14 🕒

総合支援システムでの対応②

施設側の「面談実施者」・「面談参加者」欄は必ず入力してください。

注) なお、面談記録は200文字以上の面談記録の入力が必要です。

入力内容は、利用者が面談申し込みした施設+利用施設で閲覧可能なため、不適切な内容記載にはご注意ください。

面談実施者 ⓘ

面談実施者を入力してください。

面談参加者 ⓘ

面談参加者を入力してください。

面談記録 **必須**

200文字以上の面談の記録を入力してください。

生活困窮家庭等負担軽減加算について

【目的】

認定保護者の利用料を減額、相当分を加算として給付

【手続き】

認定保護者が認定申請（認定変更）の手続きをし、認定されることでシステムに反映され、利用料の減額が行われます。

施設は面談時に、以下の2点をご確認ください。

①負担軽減加算の適用 ②障害等の加算の適用（P2参照）

【注意】

上記の①と②に係る過誤対応（遡及対応）はありません。

そのため、**面談時の確認が重要**となります。

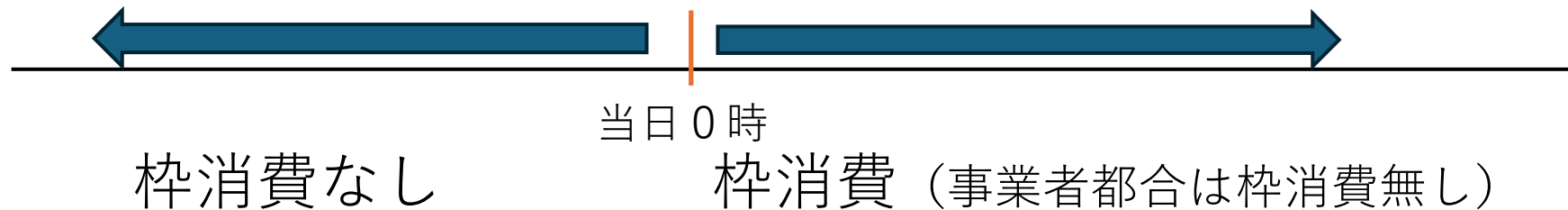
	被保護世帯 ※認定保護者が被保護者であること	市民税所得割額77,101円未満or非課税世帯	里親	要支援家庭こどものいる世帯or市町村が支援が必要と認めた世帯
軽減単価	300円/時間	200円/時間	200円/時間	200円/時間
対象者	保護者	保護者及び、保護者と同一の世帯に属する者 ※生計が同一の者	里親	保護者、児童又は同一の世帯の属する者
必要書類	生活保護受給証明書	市民税・県民税課税（非課税）証明書 ※年1回の確認が必要	里親であることが分かる書類 例：里親認定証、児童委託書	<p>【ひとり親世帯】 →児童扶養手当受給証明書（写）</p> <p>【身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯】 →該当手帳（写）</p> <p>【特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯】 →受給証明書（写）年金証書（写）</p>

キャンセル時の取り扱いについて

利用当日午前0時以降のキャンセル

→ 枠が消費され、該当時間分の基本単価や加算額が給付される。

※ただし、初回対応加算、生活困窮家庭等負担軽減加算、
保護者支援面談加算は加算されない。



(条件)

可能な限り当日中に電話等をし、保護者の様子の確認、相談援助及び記録を残すことが必要となる。記録は、日時、キャンセル理由、相談援助内容は必須となり、各内容を記録すること。

整理すると、同一の子どもの場合は、同月に初回対応加算と保護者支援面談加算を、同時に給付されることはありません。

システムが自動判定しますが、初回対応加算の面談と、保護者支援面談について、混同しないようにご注意ください。

加算名	面談実施	面談対応	単価
初回対応加算	事前面談 + 事後面談	必須	0歳児：1,700円/回 1～2歳児：1,400円/回
保護者支援面談加算	適宜面談	任意	1,400円/回

	条件	必要書類	単価
賃借料加算	本事業の用に供する建物を賃借し、賃料を支払っていること ※駐車場等は対象外	賃貸借契約書、申請書（按分表） ※更新等があった場合は、適宜手続きが必要	200円/時間 ※一月当たりの按分後賃料が上限

【按分方法】 施設定員と乳児等通園支援事業定員 = 按分割合算出
月額家賃 × 按分割合（％）で算出

【提出時期】 加算を希望される場合は、毎年3月に申請書（按分表）の提出が必要です。

事業継続支援金について

単価

- ・ 25,000円/年

対象経費、期間

- ・ 経費：光熱水費、物品購入費用
 - ・ 期間：令和7年10月1日～令和8年3月31日
- 注) 利用実績が無くても対象となります

提出書類

- ・ 支払拳証資料（請求書・領収書等※データのみの場合そのデータ）
- ・ 按分表

申請方法

- ・ 第1四半期分の交付申請書で申請（上記の提出書類を添付）

資料掲載先

事業者向け利用ガイド

<https://youtu.be/1RoiJl7TkrY>



事業者向け操作概要

<https://youtu.be/3TeiYsEhV6s>



事業者向け操作説明動画

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLIQ7HtehdR3KtMIMguLDqYb-AzAxWAEy0>



資料掲載先

- 事業者向けのマニュアルは、システムへのログイン
ログイン後の画面中段にある「各種サポートトップへ」ボタンを選択



- 表示された画面から、事業者向け利用マニュアルを選択

